（水域番号11における通航方法）

第二十九条　水域番号11の区域においては、速度制限（徐行・減速）、非動力船の通航制限、急発進・急加速・急回転の禁止、追越し禁止、回転禁止、すれ違い禁止を適用する。なお、小阿賀樋門部分は、船舶の原則進入禁止とする。

2　前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹及び⑺の標識により行うものとする。

附　則

この通航方法は、水面利用や河川環境の状況の変化等を適切に反映できるよう、適宜その内容を点検し、必要に応じて速やかに変更するものとする。その際、必要があると認めるときは、学識経験を有する者、関係の県、市、水面利用者、市民等の意見を聴くものとする。

別表第一　通航方法を適用する水域

水域番号	水系名	河川名	水域
1	信濃川	信濃川	左岸　新潟県新潟市中央区下大川前通二ノ町2230番107地先 右岸　新潟県新潟市中央区万代三丁目2454番６地先　から 左岸　新潟県新潟市中央区関南町603番地先 右岸　新潟県新潟市中央区美咲町一丁目664番346地先　までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 （図面省略）
2			左岸　新潟県新潟市中央区関南町603番地先 右岸　新潟県新潟市中央区美咲町一丁目664番346地先　から 左岸　新潟県新潟市西区平島字道下543番地先 右岸　新潟県新潟市中央区美咲町一丁目664番346地先　までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 （図面省略）
3			左岸　新潟県新潟市西区関屋字風砂除２番49地先 右岸　新潟県新潟市中央区関屋字風砂除２番30地先　から 左岸　新潟県新潟市西区関屋字立会山下割1835番46地先 右岸　新潟県新潟市西区関屋字一番砂除割65番２地先　までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 （図面省略）
4			左岸　新潟県新潟市西区平島字道下795番21地先 右岸　新潟県新潟市西区小新一丁目１番２地先　から 左岸　新潟県新潟市西区平島字道下795番21地先 右岸　新潟県新潟市西区小新一丁目１番３地先　までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 （図面省略）
5			左岸　新潟県新潟市西区山田字堤付2522番18地先 右岸　新潟県新潟市中央区美咲二丁目620番65地先　から 左岸　新潟県新潟市西区鳥原字川原642番７地先 右岸　新潟県新潟市江南区天野一丁目649番２地先　までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 （図面省略）
6	阿賀野川	阿賀野川	左岸　新潟県新潟市東区松浜町字古水戸2350番61 右岸　新潟県新潟市北区松浜町字小麦畑3635番241　から 左岸　新潟県新潟市東区津島屋五丁目43番地先 右岸　新潟県新潟市北区新元島町5385番28地先　までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 （図面省略）
7			左岸　新潟県新潟市北区新元島町5385番５地先 右岸　新潟県新潟市北区新元島町5385番28地先　から 左岸　新潟県新潟市北区新元島町5385番５地先 右岸　新潟県新潟市北区新元島町5385番28地先　までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 （図面省略）
8			左岸　新潟県新潟市東区津島屋四丁目７番地先 右岸　新潟県新潟市東区津島屋五丁目１番地先　から 左岸　新潟県新潟市東区津島屋四丁目７番地先 右岸　新潟県新潟市東区津島屋五丁目１番地先　までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 （図面省略）
9			左岸　新潟県新潟市東区本所字堤内2231番５地先 右岸　新潟県新潟市北区新崎一丁目101番地先　から 左岸　新潟県新潟市江南区江口字三百地2237番４地先 右岸　新潟県新潟市北区森下字川原3650番　までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 （図面省略）
10			左岸　新潟県新潟市江南区沢海字植込84番 右岸　新潟県新潟市秋葉区満願寺字明六割3608番　から 左岸　新潟県新潟市江南区沢海字万願寺前1537番 右岸　新潟県新潟市秋葉区満願寺字明六割3548番２地先　までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 （図面省略）
11			左岸　新潟県新潟市秋葉区満願寺字枝橋3434番 右岸　新潟県新潟市江南区沢海字屋敷跡1462番１地先　から 左岸　新潟県新潟市秋葉区満願寺字枝橋3396番 右岸　新潟県新潟市江南区沢海字万願寺前1518番２　までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 （図面省略）